

農業振興地域整備計画を変更する理由

豊田市

第1 農業振興地域整備計画変更の理由

経済事情の変動その他情勢の推移により変更する。

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）に基づき、本市の自然的、経済的、社会的諸条件を考慮して農業以外の土地利用との調整を図りつつ農業の振興を図るべき地域を明らかにし、その地域の整備に必要な施策の推進に努めているところである。

今般、農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について本市住民等からの要請があり、その内容を検討した結果、同法第13条の規定による農業振興地域整備計画の変更を行うこととした。

第2

1 農用地利用計画

（1）農用地区域の編入

図面番号	所 在	編 入 の 理 由
26	畝部西町薮下	当該地は、令和7年5月に農家住宅として農振除外申出を受けた土地であるが、事業区域の一部を農地のまま利用することとなったため。

（2）農用地区域の除外

図面番号	所 在	除 外 の 理 由
19	西新町8丁目	（19～25） 農業外の土地利用を希望する申出があり、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の要件を満たすと判断されるとともに、農業振興地域整備計画の達成に与える影響が軽微と見込まれるため。
20	幸町家下	
21	吉原町東栄	
22	若林東町陽和	
23	深見町向イ田	
24	竹町三ツ田	
25	若林西町松間	

(3) 用途区分の変更

図面番号	所 在	変 更 の 理 由

(4) 指定の錯誤による除外

図面番号	所 在	除 外 の 理 由

2 農業生産基盤の整備開発計画

本計画は変更しない

3 農用地等の保全計画

本計画は変更しない

4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

本計画は変更しない

5 農業近代化施設の整備計画

本計画は変更しない

6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

本計画は変更しない

7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

本計画は変更しない

8 生活環境施設の整備計画

本計画は変更しない